様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和3年度)

令和3年6月30日

富山市長

殿

報告者

住 所

富山県富山市新桜町7番38号

氏 名

□□建設株式会社 代表取締役 ○○ ○○

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の種類及び委託先ごとに改行してください。

電話番号

076-000-

社印・代表者印は、富山市では求めませんが、 押印は報告者の判断に委ねることとします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

	□□建設株式会社 富山事業所 原則、事業場ごとに作成してください。 設置が短期間であり、又は所在地が一						い事業場	業種	0 6 総合	工事業		
事業場の所在地	富山市〇〇町	∫○○番○○	号人	が2以上ある場合は、1事業場としてまとめたうえで提出 してください。			電話番号	日本標準産業分記載してください。	本標準産業分類の中分類に準拠して 載してください。			
産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号		運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所		処分受託者 処分受託者の の許可番号 氏名又は名称			処分場所の住所	
廃プラスチック類	0.62	10	8 5 0000000		㈱凸凹運輸	富山市〇〇町1-1		8 5 0 0 0 0 0	〇〇 (株)××町	環境		
がれき類	10	20	8 5 0 0 0 0 0 0 0 0		㈱○○運送					株)		
木くず	20	5	85			lv _°				Δ		
引火性廃油 ▼	2	1	08	•	i de la companya del companya de la companya de la companya del companya de la co				〇〇 (株分)	☆		
)	廃プラスチック類 がれき類 木くず	がれき類 10 木くず 20	産業廃棄物の種類 排出量(t) 交付枚数 廃プラスチック類 0.62 10 がれき類 10 20 木くず 20 5	産業廃棄物の種類 排出量(t) 交付枚数 の 廃プラスチック類 0.62 10 8500 がれき類 10 20 8500 木くず 20 5 85	産業廃棄物の種類 排出量(t) 管理票の 交付枚数 運搬受託者 の許可番号 廃プラスチック類 0.62 10 850000 がれき類 10 20 850000 木くず 20 5 85 ・富山市長許可(850000) (0850000)	産業廃棄物の種類 排出量(t) 管理票の 交付枚数 運搬受託者 の許可番号 運搬受託者の 氏名又は名称 廃プラスチック類 0.62 10 850000000 (株) 四運輸 がれき類 10 20 850000000 (株) ○運送 木くず 20 5 85 (8500000000) (08500000000)	産業廃棄物の種類 排出量(t) 管理票の 変付枚数 運搬受託者 運搬受託者の 氏名又は名称 運搬先 変プラスチック類 0.62 10 85000000 (株)凸凹運輸 富山市〇〇 がれき類 10 20 85000000 (85000000) (085000000)	産業廃棄物の種類 排出量(t) 管理票の 変付枚数 運搬受託者 運搬受託者の 氏名又は名称 運搬先の住所 発プラスチック類 0.62 10 85000000 (株凸凹運輸 富山市〇〇町1-1 がれき類 10 20 85000000 (株)の運送 富山市〇△町1-2 処分場の またくず 20 5 85 ・富山市長許可番号を記載してください。 町1-2 (850000000) (0850000000)	産業廃棄物の種類 排出量(t) 管理票の 交付枚数 運搬受託者 の許可番号 運搬受託者の 氏名又は名称 運搬先の住所 の許可番号 処分受託者の許可番号 充プラスチック類 0.62 10 85000000 (株凸凹運輸 富山市〇〇町1-1 85000000000000000000000000000000000000	産業廃棄物の種類 排出量 (t) 管理票の 交付枚数 の許可番号	産業廃棄物の種類 排出量(t) 管理票の 交付枚数 運搬受託者 の許可番号 運搬受託者の 氏名又は名称 運搬先の住所 の許可番号 処分受託者の 氏名又は名称 の許可番号 処分受託者の 氏名又は名称 産プラスチック類 0.62 10 850000000 (株凸凹運輸 富山市〇〇町1-1 85000000 (株) (株) (株) (株) (株) (株) (本) (

備考

- 1 この報告<u>書は 前年1日1日から3日31日までに応休した産業廃棄物管理票について6月30月までに提出すること</u>
- 2 同一の都 特別管理産業廃棄物は別に記載してください。 あり、又は 運搬受託者の選 すること

運搬受託者の運搬先の住所を記載してください。 (中間処理場、最終処分場、積替え・保管場所の住所等) の事業: 「運搬先の住所」と同じであれば記載を省略して構いません。

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)